

委託訓練受託要件

職者等再就職訓練事業を受託するに当たっては、原則として、次の1～7に掲げる項目について全てを満たす必要があります。

- 1 受託しようとする訓練の目的・目標、カリキュラム内容、訓練時間、訓練場所等が、求職者の職業能力の開発及び向上に資するものであって、真に就職に必要な訓練と認められるものであること。
- 2 受託しようとするカリキュラム内容と同程度の訓練等を1年以上実施しており、入校実績・修了実績を有するものであること。
なお、同程度の訓練等とは訓練期間までは拘束せず訓練内容とし、また1年以上とは、申請日より1年以上前から同程度の訓練を開始し、引き続き行っていることとする。
- 3 訓練を適切に管理・運営できる組織・人員を備えており、訓練全般に係る統括責任者、就職支援責任者及び事務担当者が配置されていること。
- 4 仕様書に定める定員の受講生が訓練を受けるに十分な施設、設備及び備品等が整備されていること。
- 5 訓練を指導する者は、次に該当する者で、担当する科目の指導経験を1年以上有する者であること。
職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者としてすること。
なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者(担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む。)であること。
訓練を指導する者の配置は、訓練内容が実技のものにあつては15人に1人以上(デジタル分野に係る技能等を付与する訓練コースは20人に1人以上)、学科のものにあつては概ね30人に1人以上の配置をすること。
- 6 過去5年間以内に委託訓練実施要領に規定されている不正行為(他の要領に基づく委託訓練や求職者支援訓練において不正行為があつた場合も含む。)に係る処分がないこと。
また、公共職業訓練の受託機関として適性を欠くような事業主体でないこと。
- 7 個人情報の取り扱いについて十分な注意を払い、受託事業コースで知り得た個人情報を、他の業務に利用しないこと。